

経済産業省
財務省
平成21年4月17日

大韓民国ハイニックス社製DRAMに対する 相殺関税の廃止を決定しました

本日、大韓民国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税を廃止する政令が閣議決定されました。

本日、大韓民国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税を廃止する政令が閣議決定されました。

経済産業省と財務省は合同でハイニックス社製DRAMに対する相殺関税についての見直し調査を行った結果、補助金による利益がなくなっており、所期の目的が達成されたことから、相殺関税は廃止されることとなりました。

今後、4月22日に政令が公布され、23日に相殺関税が廃止されることとなります。

(注) 相殺関税とは、補助金を受けた輸入貨物が同種の貨物を生産する本邦の産業に損害を与えている場合に、補助金相当額を相殺するため、WTO協定に基づき当該輸入貨物に課する割増関税です。

○ これまでの経緯

- 平成18年1月27日からハイニックス社製DRAMに対して相殺関税を賦課してきました。
- 昨年9月29日、ハイニックス社から、既に同社に対する補助金利益はなくなっていると、相殺関税廃止の求めがなされたことから、昨年10月15日、経済産業省と財務省は合同で補助金に関する見直し調査を開始しました。
- 本年4月13日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、相殺関税廃止についての答申がなされました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 中園

担当者： 金野、竹之内

電話：03-3501-1511 (内線 3256)

03-3501-3462 (直通)

商務情報政策局情報通信機器課：月舘

電話：03-3501-1511 (内線 3981)

03-3501-6944 (直通)